

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令（平成二十六年政令第二百三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の政令で定める倍数は、 <u>一・五</u> とする。 | 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の政令で定める倍数は、 <u>一</u> とする。 |